

## 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送が貨物の詰替えを行わずに行われる等の特殊性を有することに鑑み、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対し、これを積載する貨物自動車の運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及びこれを是正するための措置、貨物自動車運送事業者等及び運転者が国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し遵守すべき事項等を定めることにより、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保を図ることを目的とするものであること。

(第一条関係)

#### 二 定義

1 この法律において「国際海陸一貫運送コンテナ」とは、輸入海陸一貫運送コンテナ及び輸出海陸一貫運送コンテナをいうものとする。

2 この法律において「輸入海陸一貫運送コンテナ」とは、船舶を用いて本邦に輸入される貨物の運送に用いられるコンテナであつて、本邦において、当該貨物の詰替えを行わずに貨物自動車を用いて運送されるものをいうものとする事。

3 この法律において「輸出海陸一貫運送コンテナ」とは、船舶を用いて本邦から輸出される貨物の運送に用いられるコンテナであつて、本邦において、当該貨物の詰込みを行った後、当該貨物の詰替えを行わずに貨物自動車を用いて運送されるものをいうものとする事。

4 この法律において「受荷主等」とは、輸入海陸一貫運送コンテナの本邦における最終目的地において当該輸入海陸一貫運送コンテナの受取を行う者（当該受取が他人の委託により行われる場合その他の政令で定める特殊な態様により行われる場合にあつては、当該態様に依つて政令で定める者）をいうものとする事。

5 この法律において「外国発荷主」とは、輸入海陸一貫運送コンテナの出発地において当該輸入海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の詰込みを行う者（当該詰込みが他人の委託により行われる場合にあつては、当該委託の態様に依つて政令で定める者）をいうものとする事。

6 この法律において「本邦発荷主」とは、輸出海陸一貫運送コンテナの出発地において当該輸出海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の詰込みを行う者（当該詰込みが他人の委託により行われる場合にあつては、当該委託の態様に応じて政令で定める者）をいうものとする。

7 この法律において「不適切状態」とは、国際海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車に過積載又は偏荷重となるような状態その他のその安全な自動車運送に支障を及ぼすおそれがある国際海陸一貫運送コンテナの状態をいうものとする。

8 この法律において「コンテナ情報」とは、次に掲げる情報をいうものとする。

イ 国際海陸一貫運送コンテナの種類、型式、記号、番号及び自重

ロ 国際海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の品目に関する情報として国土交通省令で定める情

報

ハ ロの貨物の重量に関する情報として国土交通省令で定める情報

ニ ロの貨物の積付けの状況に関する情報として国土交通省令で定める情報

ホ 受荷主等又は本邦発荷主の氏名又は名称及び連絡先

へ その他国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保を図る上で重要なものとして国土交通省令で定める情報

9 この法律において「運送取次事業者」とは、運送取次ぎ（自己の名をもってする運送事業者の行う貨物の運送の取次ぎ若しくは他人の名をもってする運送事業者への貨物の運送の委託又はこれらの行為の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。以下同じ。）を行う事業を經營する者をいうものとする。

10 この法律において「運送事業者」とは、貨物利用運送事業者及び貨物自動車運送事業者をいうものとする。

11 この法律において「貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業を經營する者をいうものとする。

12 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業を經營する者及び同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業を經營する者をいうものとする。

13 この法律において「貨物自動車運送事業者等」とは、貨物自動車運送事業者及び特定第二種貨物利用運送事業者（貨物自動車運送事業法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。）をいうものとする。

14 この法律において「外航船舶運航事業者」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間において行う海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業を經營する者をいうものとする。

15 この法律において「コンテナ取扱港湾運送事業者」とは、港湾運送事業法第三条第一号に規定する一般港湾運送事業又は同条第二号に規定する港湾荷役事業を經營する者であつて、コンテナ埠頭ふにおいて同法第二条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行うもの（同条第四項に規定する港湾以外の港湾において一般港湾運送事業又は港湾荷役事業に相当する事業を經營する者であつて、コンテナ埠頭においてこれらの行為に相当する行為を行うものを含む。）をいうものとする。

（第二条関係）

第二 国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報の伝達等

一 国際海陸一貫運送コンテナへの貨物の適切な積付け

1 受荷主等は、輸入海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車についての不適切状態の発生を防止するため、外国発荷主に対し、輸入海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物について、国土交通省令で定める方法により積付けを行うことを求めなければならないものとする。

2 本邦発荷主は、輸出海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車についての不適切状態の発生を防止するため、国土交通省令で定める方法により輸出海陸一貫運送コンテナに詰められる貨物の積付けを行わなければならないものとする。

(第三条関係)

## 二 受荷主等によるコンテナ情報の求め等

1 受荷主等は、外国発荷主に対し、輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報（第一の二の八のロ及びホに掲げる情報（三において「特定コンテナ情報」という。）を除く。三において同じ。）を伝達することを求めなければならないものとする。

2 受荷主等は、本邦以外の地域の港から本邦の港への輸入海陸一貫運送コンテナの運送の用に供される船舶が当該本邦の港に入港をする時までには1の求めによっては当該輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ貨物重量情報（第一の二の八のハに掲げる情報をいう。）を取得できなかった場合には

、当該コンテナ貨物重量情報（外国発荷主から伝達されたものに限る。）を伝達し、当該コンテナ貨物重量情報を保有していないときはその旨を通知することを、当該船舶（当該本邦の港にあるものに限る。）の船長（船長に代わってその職務を行う者を含む。）に対し、求めなければならないものとする。

3 2の規定による求めを受けた船長は、当該求めに係るコンテナ貨物重量情報を保有している場合には、当該求めをした受荷主等に対し、当該コンテナ貨物重量情報を伝達しなければならないものとする。

4 2の規定による求めを受けた船長は、当該求めに係るコンテナ貨物重量情報を保有していない場合には、当該求めをした受荷主等に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

（第四条関係）

### 三 受荷主等によるコンテナ情報の伝達

受荷主等は、輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎ等を運送取次事業者等に委託する場合には、当該運送取次事業者等に対し、輸入海陸一貫運送コンテナに関する特定コンテナ情報及

び二の求めにより輸入海陸一貫運送コンテナに関し取得したコンテナ情報を伝達しなければならないものとすること。  
(第五条関係)

#### 四 本邦発荷主によるコンテナ情報の伝達

本邦発荷主は、輸出海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎ等を運送取次事業者等に委託する場合には、当該運送取次事業者等に対し、輸出海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報を伝達しなければならないものとすること。  
(第六条関係)

#### 五 運送取次事業者等によるコンテナ情報の伝達

次に掲げる者は、それぞれ次に定める者に対し、その取得した国際海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報を伝達しなければならないものとすること。

イ 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎを他の運送取次事業者に委託する運送取次事業者 当該他の運送取次事業者

ロ 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し運送取次ぎを行う運送取次事業者（イに掲げる者を除く。） その取り次ぎ、又は委託する運送を行う運送事業者



ハ 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し利用運送を行う運送事業者 其の利用する運送を行う運送事業者

ニ 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送を行う貨物自動車運送事業者等 当該国際海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車の運転者 (第七条関係)

六 輸入海陸一貫運送コンテナの重量の測定等

1 受荷主等は、輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ貨物重量情報が二の1及び2の求めによつては取得できなかった場合には、当該輸入海陸一貫運送コンテナの重量の測定及びこれに基づく当該コンテナ貨物重量情報の当該輸入海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車の運転者への伝達について国土交通省令で定める措置を実施しなければならないものとする。

2 輸入海陸一貫運送コンテナの運送の用に供される岸壁その他の係留施設の存する港湾の港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)は、当該港湾における輸入海陸一貫運送コンテナの取扱量、当該港湾における重量計の設置状況その他の状況に照らし、当該港湾における輸入海陸一貫運送コンテナの円滑な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、当該港湾において必

要な重量計が確保されるよう重量計の整備について同法第三条の三第一項に規定する港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならないものとする。

(第九条関係)

## 七 勧告及び命令

1 国土交通大臣は、正当な理由がなくて六の1に規定する措置を実施しない受荷主等があるときは、当該受荷主等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

2 国土交通大臣は、1の規定による勧告を受けた受荷主等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受荷主等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第十条関係)

## 八 適用除外

第二の規定は、コンテナ情報を伝達しなくてもその安全の確保に支障を生ずるおそれがないものとして国土交通省令で定める国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送については、適用しないものとする。

(第十一条関係)

第三 不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置

一 確認是正措置等

1 輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送を行う貨物自動車運送事業者等は、第二の三若しくは五の規定により取得した当該輸入海陸一貫運送コンテナに関するコンテナ情報その他の情報により当該輸入海陸一貫運送コンテナが不適切状態にあることを知ったとき、又はこれらの情報若しくは当該輸入海陸一貫運送コンテナの状態により当該輸入海陸一貫運送コンテナが不適切状態にあるおそれがある  
と認めたときは、当該輸入海陸一貫運送コンテナについての不適切状態にあるかどうかの確認又は是正のための措置として国土交通省令で定めるもの（2において「確認是正措置」という。）を実施するよう、受荷主等に対して求めなければならないものとする。

2 1の規定による求めを受けた受荷主等は、当該輸入海陸一貫運送コンテナについて、確認是正措置を実施し、その結果を、貨物自動車運送事業者等に通知しなければならないものとする。

（第十二条関係）

二 指針

国土交通大臣は、輸入海陸一貫運送コンテナについて不適切状態で自動車運送が行われることを防止

するため、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置に関し、その適切かつ円滑な実施を図るために必要な指針を作成し、これを公表するものとする事。

(第十三条関係)

### 三 輸入海陸一貫運送コンテナ安全対策協議会

地方運輸局長、地方整備局長（北海道の区域にあつては、北海道開発局長）、港湾管理者、受荷主等、運送取次事業者、運送事業者、運転者の組織する団体、外航船舶運航事業者、コンテナ取扱港湾運送事業者及びコンテナ埠頭の運営者は、輸入海陸一貫運送コンテナの取卸しが行われる港湾又はコンテナ埠頭ごとに、四に規定する発見是正要領の作成、当該発見是正要領に定められた措置の実施に係る連絡調整その他の当該港湾又はコンテナ埠頭における不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置を講ずることによる輸入海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保に関し必要な協議を行うための輸入海陸一貫運送コンテナ安全対策協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとする事。

(第十四条関係)

### 四 発見是正要領の作成等

協議会は、二に規定する指針に即し、かつ、当該協議会が組織された港湾又はコンテナ埠頭の実情に  
応じて、当該港湾又はコンテナ埠頭において不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及  
びこれを是正するために関係者がとるべき措置の実施に関する要領（五において「発見是正要領」とい  
う。）を作成することができるものとする事。

（第十五条関係）

#### 五 発見是正要領に定められた措置の実施等

1 発見是正要領を作成した協議会の構成員は、当該発見是正要領に従い、不適切状態にある輸入海陸  
一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置を実施しなければならないものとする事。

2 協議会は、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナの発見及び是正のための措置を実施するた  
めに必要があると認めるときは、当該協議会の構成員以外の者に対し、発見是正要領に定められた措  
置の実施のために必要な協力を要請することができるものとする事。

（第十六条関係）

#### 第四 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等

##### 一 貨物自動車運送事業者等の遵守事項等

1 貨物自動車運送事業者等は、第二の三から五までの規定により取得した国際海陸一貫運送コンテナ

に関するコンテナ情報その他の情報により当該国際海陸一貫運送コンテナが不適切状態にあることを知ったとき、又はこれらの情報若しくは国際海陸一貫運送コンテナの状態により当該国際海陸一貫運送コンテナが不適切状態にあるおそれがあると認めるときは、運転者に対し、当該国際海陸一貫運送コンテナを運送することを命じ、又は運転者が当該国際海陸一貫運送コンテナを運送することを容認してはならないものとする。

2 貨物自動車運送事業者等は、国際海陸一貫運送コンテナを積載する貨物自動車を事業の用に供する場合には、当該貨物自動車の構造上の特殊性に鑑み、国土交通省令で定めるところにより、運転者に対し、当該特殊性に関する知識及び当該特殊性を踏まえた運転技術を習得させるとともに、四の規定により運転者が遵守すべき事項について、国土交通省令で定めるところにより、運転者に指導しなければならぬものとする。

(第十七条関係)

## 二 輸送の安全確保の命令

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等が一の規定を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該貨物自動車運送事業者等に対し、その是正のために必要な措置をとるべき

ことを命ずることが出来るものとする。

(第十八条関係)

### 三 許可の取消し

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等が一の規定又は二の規定による命令に違反したときは、期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は貨物自動車運送事業法第三条の許可を取り消すことができるものとする。

(第十九条関係)

### 四 運転者の遵守事項

運転者は、貨物自動車に国際海陸一貫運送コンテナを積載したときは、当該国際海陸一貫運送コンテナの荷台への確実な固定、その取得したコンテナ情報を踏まえた安全な速度での運転その他の当該貨物自動車の運行の安全を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守しなければならないものとする。

(第二十条関係)

### 五 荷主への勧告

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等が一の1若しくは2の規定に違反したことにより二の規定

による命令をする場合又は貨物自動車運送事業者等が一の1若しくは2の規定若しくは二の規定による命令に違反したことにより三の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が当該貨物自動車運送事業者等に自動車運送を委託した荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

(第二十一条関係)

## 第五 雑則

一 国は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全の確保を図るために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(第二十三条関係)

二 報告の徴収、経過措置、権限の委任及び国土交通省令への委任について、所要の規定を設けるものとする。

(第二十四条から第二十七条まで関係)

## 第六 罰則



罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第二十八条から第三十三条まで関係)

## 第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の六の1及び第二の七の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を設けるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)